



静岡県経済産業部

企業の皆様、働く皆様へ、 新型コロナウイルス感染症関連支援策

感染拡大防止とリスクへの備え

「フジノミクス」による経済の拡大

「ふじのくにライフスタイル」の創出

更新情報

令和3年度5月補正予算関連事業を掲載。

募集終了にともない削除

- ・医療機器産業基盤強化推進事業
- ・食と観光の連携補助事業

令和3年5月20日時点

本資料は静岡県経済産業部のホームページにも掲載しております。



企業の皆様、働く皆様へ 新型コロナウイルス感染症関連支援策

感染拡大防止とリスクへの備え

<p>融資を受けたい。 資金繰りについて相談したい。</p>	<p>県制度融資「経済変動対策貸付」 (新型コロナウイルス感染症対応枠)</p>	1	
	<p>県制度融資「新型コロナウイルス感染症 対応伴走支援特別貸付」</p>	2	
	<p>県制度融資「再生企業支援貸付」 (新型コロナウイルス感染症対応枠)</p>	3	
	<p>参考 (日本政策金融公庫) 新型コロナウイルス感染症特別貸付</p>	4	
	<p>農林水産業災害対策資金 利子補給金</p>	5	
	<p>一時支援金について 相談したい。</p>	<p>参考 (経済産業省) 中小法人・個人 事業者のための一時支援金</p>	6
	<p>雇用調整助成金について 相談したい。</p>	<p>参考 (厚生労働省) 雇用調整助成金</p>	7
	<p>休業支援金関係について、相談 したい。</p>	<p>参考 (厚生労働省) 新型コロナウイルス 感染症対応休業支援金・給付金</p>	8
	<p>事業活動の一時的な縮小で、在籍 型出向により雇用を維持したい。</p>	<p>参考 (厚生労働省) 産業雇用安定助成金</p>	9
	<p>就職相談、キャリアカウンセリング等の 各種アドバイスを受けたい。</p>	<p>しずおかジョブステーション 運営事業</p>	10
	<p>資格の取得やスキルアップをして 再就職したい。</p>	<p>離職者等再就職支援事業</p>	11
	<p>在職中の定住外国人の方が スキルアップを目指したい。</p>	<p>定住外国人職業能力開発 推進事業</p>	12
	<p>デジタル化等の技術革新に対応する ための在職者訓練を受けたい。</p>	<p>デジタル化等促進職業訓練事業</p>	13

企業の皆様、働く皆様へ 新型コロナウイルス感染症関連支援策

「フジノミクス」による経済の拡大

新たなビジネスモデルへの挑戦やデジタル化などに取り組みたい。	中小企業デジタル化・業態転換等促進事業	14
事業の再構築に挑戦したい。	参考 (経済産業省) 中小企業等事業再構築促進事業	15
経営課題やデジタル化について専門家に相談したい。	中小企業等専門家派遣事業	16
事業環境の変化に対応した新たなビジネスモデルに取り組みたい。	小規模企業経営力向上支援事業	17
経営革新計画に基づいて、新商品の開発や生産性向上を実現したい。	経営革新計画促進事業	18
ICT関連産業で、静岡に事業拠点を開設したい。	ICT関連産業立地事業	19
新たに静岡県内に拠点(コワーキングスペース)を設置したい。	コワーキングスペース設置事業	20
生産性向上に向け、製造現場等への産業用ロボット導入を検討したい。	中小企業ロボット導入促進事業	21
JA静岡経済連の通販サイト(EC)を活用して販路拡大に取り組みたい。	農水産物販売促進対策事業	22
県内外の就農希望者を呼び込むため、中古農業用施設を活用したい。	新規就農者受入促進支援事業	23
県内外のシニア世代の就農希望者を呼び込みたい。	シニア世代雇用就農支援事業	24
自動化・省力化技術を活用した農業生産に挑戦したい。	次世代施設園芸デジタル化支援事業	25
県産水産物の販路拡大に向け、新しい生活様式に対応したイベントを開催したい。	新しい生活様式に対応した県産水産物販売促進イベント開催事業	26

企業の皆様、働く皆様へ 新型コロナウイルス感染症関連支援策

「フジノミクス」 による経済の拡大	新しい生活様式への対応などを機に、県産木材の販路拡大に関する支援を受けたい。	県産材製品販路開拓事業	27
		製材 J A S 認証取得支援事業	28
	水産業でネット通販やスーパー向け販路開拓等の新事業を展開したい。	水産イノベーション対策支援推進事業	29
「ふじのくにライフスタイル」の創出	首都圏等から移住するため、県内企業に就職したい。	静岡 U・I ターン就職サポート事業	30
	障害のある人の雇用維持と農業現場での働き手不足の解消を両立したい。	農福連携支援事業	31
	新しい生活様式に対応するため、住宅のリフォーム等に取り組みたい。	ふじのくにライフスタイル創出住宅リフォーム事業	32
	県産木材を使って新しい生活様式に対応した住宅や施設の、新築・リフォームに取り組みたい。	住んでよし しずおか木の家推進事業	33
		しずおか木使い施設推進事業	34
NEW 5月補正 予算事業	飲食店の感染拡大防止対策を充実させたい。	ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度促進事業	35
	宿泊施設の感染拡大防止対策に取り組みたい。	宿泊施設等感染防止対策緊急強化事業	36

日本政策金融公庫が行う金融支援の詳細については、日本政策金融公庫のホームページ（https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html）をご覧ください。

持続化給付金等の支援については、経済産業省ホームページをご覧ください。

雇用調整助成金等については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

中小企業等事業再構築促進事業の詳細については、経済産業省のホームページをご覧ください。



感染拡大防止とリスクへの備え

県制度融資「経済変動対策貸付」 (新型コロナウイルス感染症対応枠)

売上が減少している中小企業向けに、県制度融資による融資を実施します。

項目	内容
資金使途	設備資金・運転資金
融資要件	売上高減少要件 新型コロナウイルス感染症により、直近1～6か月間の売上高が前年同月比 <u>5%以上減少</u> し、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同期比 <u>5%以上減少</u> することが見込まれる中小企業者
融資限度額	8,000万円
融資期間	10年以内(据置期間:設備3年以内、運転2年以内)
融資利率	1.40%(普通保証、セーフティネット5号保証) 1.30%(セーフティネット4号保証、危機関連保証) 市町の利子補給により融資利率が下がる場合があります
保証制度 保証料率	(普通) 0.28%～1.20% (セーフティネット5号) 0.58% (セーフティネット4号) 0.60% (危機関連) 0.80%
取扱期間	令和3年4月1日～

県の保証料補助はありません。

お問い合わせ先

県内金融機関
商工金融課(054-221-2525)

感染拡大防止とリスクへの備え

県制度融資

「新型コロナウイルス感染症対応伴走支援特別貸付」

早期の経営改善等を行うため、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら、経営行動計画に取り組む融資を実施します。

項目	内容
資金使途	設備資金・運転資金・借換資金
融資要件	売上高減少要件 新型コロナウイルス感染症により、直近1～6か月間の売上高が前年同月比15%以上減少し、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同期比15%以上減少することが見込まれる中小企業者
融資限度額	4,000万円
融資期間	10年以内（据置期間：5年以内）
融資利率	1.50%又は1.60%
保証料率	0.20%
その他条件	・セーフティネット4号・5号、危機関連保証の認定が必要 ・経営行動計画を作成し、金融機関が伴走支援
取扱期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

お問い合わせ先

県内金融機関
商工金融課（054-221-2525）

感染拡大防止とリスクへの備え

県制度融資「再生企業支援貸付」 (新型コロナウイルス感染症対応枠)

早期の事業再生に取り組むため、中小企業再生支援協議会等の支援により作成した再生計画を実行するための融資を実施します。

項目	内容
資金使途	設備資金・運転資金・借換資金
融資要件	金融機関等の指導又は助言を受けて作成した事業再生計画等に従って事業再生を行うもの
融資限度額	8,000万円
融資期間	15年以内(据置期間:5年以内)
融資利率	1.50%又は1.60%
保証料率	0.20%
取扱期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

お問い合わせ先

県内金融機関
商工金融課(054-221-2525)

(日本政策金融公庫) 新型コロナウイルス感染症特別貸付

売上が減少している中小企業向けに、日本政策金融公庫においても、融資を実施しています。

項目	内容									
資金用途	設備資金・運転資金									
融資要件	申請時の前月売上高または前月を含む6か月平均売上高 5%以上									
融資限度額	国民生活事業	中小企業事業								
	8,000万円 (無利子上限6,000万円)	6億円 (無利子上限3億円)								
融資期間	運転15年以内(うち据置期間:5年以内) 設備20年以内(うち据置期間:5年以内)									
融資利率	基準金利 ただし、6千万円を限度として、 融資後3年目までは基準金利 -0.9%、4年目以降は基準金利	基準金利 ただし、3億円を限度として、 融資後3年目までは基準金利 -0.9%、4年目以降は基準金利								
	事業者は金融機関に利子を支払った後、政府の指定する実施機関から利子補給の受け取りが可能(3年間実質無利子) 【利子補給の要件】 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>小規模事業者</th> <th>中小企業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>要件なし</td> <td>売上高 20%以上</td> </tr> <tr> <td>法人</td> <td>売上高 15%以上</td> <td>売上高 20%以上</td> </tr> </tbody> </table>			小規模事業者	中小企業者	個人	要件なし	売上高 20%以上	法人	売上高 15%以上
	小規模事業者	中小企業者								
個人	要件なし	売上高 20%以上								
法人	売上高 15%以上	売上高 20%以上								
()小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員*が5名以下の企業」、それ以外の業種は「同20名以下の企業」をいう。中小企業者とは、この他の中小企業をいう。 *労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」 ()売上高要件の比較は、本貸付で確認する最近1ヵ月に加え、その後2ヶ月も含めた3ヵ月間のうちのいずれかの1ヵ月で比較。										

内容が変更となる場合がありますので、最新の情報は日本政策金融公庫ホームページで御確認ください。

日本政策金融公庫ホームページ (https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_m.html)

お問い合わせ先

日本政策金融公庫
 静岡支店 国民生活 (054-254-4411)
 中小企業 (054-254-3631)
 浜松支店 国民生活 (053-454-2341)
 中小企業 (053-453-1611)
 沼津支店 国民生活 (055-931-5281)

農林水産業災害対策資金利子補給金

「**新型コロナウイルス感染症**」を引き続き融資制度の対象災害とし、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営に影響が出ている**農林水産業者**を支援します。

ご利用いただける方	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営に影響が発生している農林水産業者で、その影響を融資機関において確認できた方
融資限度額	運転資金 個人1,000万円 法人2,000万円 生活資金 個人 300万円
融資利率 (令和3年5月19日現在)	融資利率(申請者負担) 0.30%
償還期間	5年以内(うち据置期間1年以内)
保証制度 保証料率	静岡県農業信用基金協会(申請者負担) 運転資金及び生活資金 0.311% 全国漁業信用基金協会静岡支所(申請者負担) 運転資金:0.850%又は1.050% 生活資金:1.000%
融資枠	令和3年度融資枠 1億円
申込期間	(令和2年5月1日)~令和4年3月31日

林業者(素材生産業者含む)については、取扱金融機関は静岡県信用農業協同組合連合会のみとなります。(営業統括グループ 電話054-284-9699)

お問い合わせ先

静岡県信用農業協同組合連合会(054-284-9528)
 県内の農業協同組合
 静岡県信用漁業協同組合連合会(054-631-5735)
 静岡県農業ビジネス課(054-221-2629)
 静岡県林業振興課(054-221-2667)
 静岡県水産振興課(054-221-2694)

(経済産業省)
中小法人・個人事業者のための一時支援金

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛等の影響を受け、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者を支援します。

支援金の詳細や最新情報は、一時支援金事務局ホームページをご確認ください。

項目	内容
給付対象	<p>以下の <u>とをみたす事業者は、業種や所在地を問わず給付対象となります。</u></p> <p><u>緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または外出自粛等の影響を受けていること</u></p> <p>緊急事態宣言の再発令に伴い、緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること、または、宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること</p> <p><u>2019年比または2020年比で、2021年の1月、2月または3月の売上が50%以上減少</u></p>
給付額	<p>中小法人等 上限60万円 個人事業者等 上限30万円 (2019年または2020年の1月～3月の合計売上 - 2021年の対象月の売上×3ヶ月)</p>
申請期間	令和3年3月8日～5月31日

【参考】2021年1月に緊急事態宣言が発令された地域
 栃木県、埼玉県、東京都、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

(厚生労働省) 雇用調整助成金

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業等を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に支給する雇用調整助成金の特例措置**を講じています。

緊急事態宣言等の発令状況により、内容（業況特例・地域に係る特例を含む）は変更となる場合がありますので、最新の情報は厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp>）をご確認ください。

項目	内容（特例措置の原則的な措置）
支給対象となる事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種） 生産指標要件を緩和（1か月5%以上減少）
助成対象となる労働者	事業主に雇用された雇用保険被保険者 （学生アルバイトなど、雇用保険被保険者以外の方に対する助成は「緊急雇用安定助成金」）
休業に対する助成金額の算定方法	（平均賃金額×休業手当等の支払率）×助成率 助成率 4/5（中小）、2/3（大企業） （解雇等を行わず、雇用を維持している場合、9/10(中小)、3/4(大企業)） 日額上限額 13,500円 教育訓練に対する加算額 2,400円(中小)、1,800円(大企業)
申請方法	窓口・郵送・オンライン
必要書類	雇用調整事業所の事業活動の状況に関する申出書、支給要件確認申立書・役員等一覧、休業・教育訓練実績一覧表、助成額算定書、（休業等）支給申請書、休業協定書、事業所の規模を確認する書類、労働・休日の実績に関する書類、休業手当・賃金の実績に関する書類
申請書の入手先	厚生労働省雇用調整助成金ホームページ（ https://www.mhlw.go.jp ）にてご確認ください。

お問い合わせ先

静岡労働局

雇用調整助成金センター（054-653-6116）

(厚生労働省)

新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により、事業主の指示で休業した中小企業の労働者のうち、**休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかつた方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給**します。

勤め先が大企業の場合、支給対象や申請に必要な書類等に違いがあります。厚生労働省ホームページをご確認ください。

項目	内容
対象者	令和2年4月1日から令和3年6月30日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者
支援金額の算定方法 (原則的な措置)	1日当たり支給額(1) × 休業実績(2) 1 休業前の1日当たり平均賃金 × 80% (上限9,900円) 2 各月の日数 - 就労等した及び労働者の事情で休んだ日数
申請方法	郵送又はオンライン (労働者本人からの申請のほか、事業主を通じて(まとめて)申請することも可能)
必要書類	申請書、支給要件確認書()、本人確認書類、口座確認書類 休業開始前賃金及び休業期間中の給与を証明できるもの 事業主の指示による休業であること等の事実を確認するもの。 事業主及び労働者のそれぞれが記入の上、署名。 事業主の協力が得られない場合は、事業主記入欄が空欄でも受付 (この場合、法律に基づき労働局から事業主に報告を求める)。
申請書の入手及び提出先	厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html)にてご確認ください。

支援金・給付金の内容は変更となる場合がありますので、最新の情報は厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金情報関係ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>) をご確認ください。

お問い合わせ先

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金
コールセンター (0120-221-276) 月～金 8:30～20:00
土日祝 8:30～17:15

(厚生労働省) 産業雇用安定助成金

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、**出向元と出向先の双方の事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の一部を助成**します。

助成金の対象となる出向	対象	雇用調整を目的とする出向（新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図ることを目的に行う出向）が対象		
	前提	雇用維持を図るための助成のため、出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提		
対象事業主	出向元事業主	新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主		
	出向先事業主	当該労働者を受け入れる事業主		
助成率・助成額	出向運営経費	出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練・労務管理に関する調整経費など、 出向中に要する経費の一部を助成		
			中小企業	中小企業以外
		出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9/10	3/4
		出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4/5	2/3
	上限額（出向元・先の計）	12,000円/日		
出向初期経費	就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの 出向の成立に要する措置を行った場合に助成			
	助成額	出向元・出向先 各10万円/1人あたり（定額）		
	加算額	出向元・出向先 各5万円/1人あたり（定額）		
助成対象となる経費	出向開始日が令和3年1月1日以降の場合、出向開始日以降の出向運営経費および1月1日以降の出向初期経費が助成対象 出向開始日が令和3年1月1日より前の場合、1月1日以降の出向運営経費のみ助成対象			

助成金の内容は変更となる場合がありますので、最新の情報は厚生労働省ホームページ（<https://www.mhlw.go.jp>）をご確認ください。

お問い合わせ先

静岡労働局

雇用調整助成金センター（054-653-6116）

しずおかジョブステーション運営事業

「しずおかジョブステーション」では、学生・若者から中高年齢者、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた方など求職活動を行うすべての方に対し就職支援を実施しています。

区分	内容
就職相談・キャリアカウンセリング	学生、若者、中高年齢者から育児中の方まで、世代や個々の状況に応じた就職相談、キャリアカウンセリング、各種アドバイスを就職サポーターが行います。 臨床心理士が心の健康相談を行います。
就職氷河期世代の支援	就職氷河期世代を専門に支援する就職サポーターによる支援を行います。
外国人相談	日本語が話せない方が、仕事の相談や面接の練習ができるよう外国語の通訳を配置しています。
セミナー	年代やニーズなどに応じ、スキルアップなど様々なセミナーを行います。
場所	しずおかジョブステーション東部（055-951-8229） 場所：沼津市大手町1-1-13 沼津産業ビル2階 しずおかジョブステーション中部（054-284-0027） 場所：静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3階 しずおかジョブステーション西部（053-454-2523） 場所：浜松市中区中央1-12-1 県浜松総合庁舎1階

離職者等再就職支援事業

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で失業した方をはじめ、**離職した方の再就職を支援するため、離転職者向けの職業訓練を拡充して実施**します。

区分	内容						
事業内容	再就職を目指す際に必要な知識、技能・技術の習得を目的とした職業訓練を実施しています。						
応募資格	ハローワークへ求職申込みをしている離職者の方、かつハローワークの所長が訓練の受講を認めた方（就職意欲や受講意欲が低い方は対象になりません。）						
申込先	住所を管轄するハローワークへお申込みください。						
実施場所	県立技術専門学校等が委託する民間教育訓練機関						
訓練期間	2～6ヶ月（訓練コースによって異なります。）						
訓練内容	介護分野、IT・パソコンスキル 会計・簿記、医療・調剤事務 ほか 詳細は、以下のHPをご覧ください。 http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-230/kunren/corse_ritensyoku.html						
募集期間	募集期間は訓練コースにより異なります。 上記のHPをご確認いただくか、技術専門学校等にお問い合わせください。						
連絡先	<table border="0"> <tr> <td>< 東部 > 工科短期大学校 沼津キャンパス</td> <td>055(925)1071</td> </tr> <tr> <td>< 中部 > 工科短期大学校 静岡キャンパス</td> <td>054(345)3098</td> </tr> <tr> <td>< 西部 > 浜松技術専門学校</td> <td>053(462)5604</td> </tr> </table>	< 東部 > 工科短期大学校 沼津キャンパス	055(925)1071	< 中部 > 工科短期大学校 静岡キャンパス	054(345)3098	< 西部 > 浜松技術専門学校	053(462)5604
< 東部 > 工科短期大学校 沼津キャンパス	055(925)1071						
< 中部 > 工科短期大学校 静岡キャンパス	054(345)3098						
< 西部 > 浜松技術専門学校	053(462)5604						

職業能力開発課
離転職者訓練

定住外国人職業能力開発推進事業

厳しい雇用環境が続く中、**外国人の雇用を維持するため、業務に必要なとなる日本語能力やスキルの向上を支援する職業訓練を実施**します。

区分	内容
ご利用 いただける方	民間企業で働いている外国人の方で、県内在住または在勤の方（ 在職中の方が対象です。 ）
事業内容	日本語能力とスキルの向上を図る訓練 5コース <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; text-align: center;"> 詳細な内容は調整中です。 </div>
募集期間	決まり次第、工科短期大学校等のホームページでお知らせします。

就職を目指す定住外国人の方のための職業訓練も実施しています。

事業名	離職者等再就職支援事業
ご利用 いただける方	ハローワークへ求職申込みをしている 定住外国人 の方、かつハローワークの所長が訓練の受講を認めた方
事業内容	就職に必要な知識、技能・技術の習得を目的とし、 日本語能力に配慮した職業訓練 を実施しています。
訓練内容等	介護分野、販売サービス など 募集期間は訓練コースにより異なります。 詳しくは各工科短期大学校等にお問合せください。
連絡先	< 東部 > 工科短期大学校 沼津キャンパス 055(925)1071 < 中部 > 工科短期大学校 静岡キャンパス 054(345)3098 < 西部 > 浜松技術専門校 053(462)5604

お問い合わせ先 職業能力開発課（054-221-2821）

デジタル化等促進職業訓練事業

社会・経済環境が急速に変化する中、デジタル化等の技術革新に対応するための在職者訓練を実施します。

区 分		内 容
事業内容		3次元設計、IoT活用などの技術革新に対応した訓練を実施し、中小企業等の労働生産性向上を支援します。
ご利用いただける方		原則、民間企業や自営で働いている方（契約社員等を含む）で、県内在住または在勤の方
訓練内容	デジタル化対応	<p>在職者訓練の高度化 5軸制御加工機、3次元設計（CAE）など企業との連携訓練 射出成形、プレス加工、ロボット操作など（静岡県ものづくり人材育成協定に基づく訓練など） 情報通信分野 IoTを活用したアプリ開発、組込みプログラムなど その他の成長産業分野 3Dプリンタ活用、新素材（チタン加工）など</p> <p>詳細は、以下のHPをご覧ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> 職業能力開発課 在職者訓練 </div> <p>http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-230/kunren/corse_zaisyoku.html</p>
実施機関		工科短期大学校、浜松技術専門校が実施します。

中小企業デジタル化・業態転換等促進事業

新たなビジネスモデルへの挑戦やデジタル化等に取り組む中小企業者を支援するため、「中小企業デジタル化・業態転換等促進事業費補助金」の募集を実施します。

区分	通常枠	コンソーシアム枠
申請者	中小企業者（小規模事業者、個人事業主を含む） 令和2年2月以降の任意の1か月間の売上高が、令和2年1月以前の同月比10%以上減少	中小企業者2社以上のコンソーシアム 令和2年2月以降の任意の1か月間の売上高が、令和2年1月以前の同月比10%以上減少（全構成員に適用）
対象となる事業	新たなビジネスモデルへの挑戦やデジタル化などの取組 事業例 ・テイクアウトアプリ導入によるデリバリーサービスの展開 ・ニューノーマル時代に対応したワーケーションサービスの導入 等	地域や産業が抱える諸課題の解決に取り組む事業 事業例 ・空き店舗を改装し、テレワークに対応したコワーキングとカフェを展開 ・共同で地場産品を集めたショッピングモールを構築 等
補助率	2 / 3	2 / 3
補助上限	200万円以内 （下限50万円）	300万円以内 （下限50万円）
募集期間	令和3年5月12日（水）～5月26日（水）	

(経済産業省)
中小企業等事業再構築促進事業

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す、以下の要件を全て満たす企業・団体等の新たな挑戦を支援します。

1. 申請前の直近6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等。
2. 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業等。
3. 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上の増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成。

<p>中小企業</p>	<p>通常枠 補助額100万円～6,000万円 補助率 2 / 3</p> <p>卒業枠 補助額6,000万円超～1億円 補助率 2 / 3</p> <p>卒業枠：400社限定。事業計画期間内に、組織再編、新規設備投資、グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。</p> <p>中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。</p>
<p>中堅企業</p>	<p>通常枠 補助額100万円～8,000万円 補助率 1 / 2（4,000万円超は1 / 3）</p> <p>グローバルV字回復枠 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1 / 2</p> <p>グローバルV字回復枠：100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠</p> <p>直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業</p> <p>補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加の達成を見込む事業計画を策定すること。</p> <p>グローバル展開を果たす事業であること。</p>

緊急事態宣言特別枠

通常枠の申請要件を満たし、かつ、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛等により影響を受けたことにより、令和3年1～3月のいずれかの月の売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少していること。

<p>補助額</p> <p>従業員数5人以下：100万円～500万円</p> <p>従業員数6～20人：100万円～1,000万円</p> <p>従業員数21人以上：100万円～1,500万円</p>	<p>補助率</p> <p>中小企業 3 / 4</p> <p>中堅企業 2 / 3</p>
---	---

公募期間 一次募集は終了しました。
 二次募集等、最新の情報は経済産業省ホームページをご確認ください。

お問い合わせ先

事業再構築補助金事務局HPを御参照ください
<https://jigyousaikouchiku.jp/>



中小企業等専門家派遣事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小・小規模事業者等の経営に関する相談への対応やデジタル化を支援するため、各分野の専門家を派遣します。

ご利用いただける方	中小・小規模事業者等
経営相談の概要	(派遣可能な専門家) 中小企業診断士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、弁護士、司法書士、行政書士、ITコーディネーターなどの派遣元に登録している専門家 (相談例) 労務管理、雇用調整助成金等の相談のほか、資金繰りの安定化、デジタル化への対応、BCP計画の策定など
費用負担等	専門家への謝金及び旅費の2 / 3を県が負担します。 1回(日)につき1万円~2万円程度ご負担いただきます。 利用回数には上限があります。
お申込み先	静岡県産業振興財団又は最寄の商工会・商工会議所、 静岡県中小企業団体中央会で受付中です。 静岡県産業振興財団 電話：054-273-4434 静岡県中小企業団体中央会 電話：054-254-1511

小規模企業経営力向上支援事業

ウイズコロナ、アフターコロナ時代に対応した、新たなビジネスモデルの構築等に挑戦する小規模事業者を支援します。

ご利用いただける方	小規模事業者
コロナ影響事業者の特例	令和2年2月以降の任意の1か月間の売上高が、平成31年2月から令和2年1月までの期間における同月比10%以上減少した小規模事業者は、過去に当該補助金を受けた事業者、既に経営革新計画の承認を受けている事業者も応募可能
対象となる事業	以下の要件を全て満たすもの 新たに取り組む又は既存のものを大幅に改善するもの 新たな需要開拓又は生産性向上を目指すもの 将来の経営革新計画承認取得を目指すもの (事業例) 店舗型からリモートでの商品・サービス提供への転換 アプリを活用したデリバリー営業の展開 テレワークの導入 など 本事業は概算払いが可能です。
補助率	2 / 3
補助上限	50万円以内
お申込み先	最寄りの商工会・商工会議所
募集期間	令和3年4月1日(木)～5月21日(金)

お問い合わせ先 経営支援課 (054-221-2807)

経営革新計画促進事業

経営革新計画に基づいて行う、**新商品等の開発、販路開拓及び生産性向上の取組を支援**します。

申請者	経営革新計画の承認を受けた中小・小規模事業者等
対象となる事業	新商品・新技術・新サービスの開発 展示会への出展やHP作成等の販路開拓 生産工程の見直し等による生産性向上 (事業例) 食品加工副産物を利用した新たな加工食品の開発 国内外の展示会・見本市等への出展 ITを活用した生産工程の改善 など 本事業は概算払いが可能です。
補助率	1 / 2
補助上限	新商品等開発事業 : 500万円以内 販路開拓事業 : 200万円以内 生産性向上事業 : 150万円以内
お申込み先	静岡県産業振興財団 電話 : 054-273-4432
募集期間	【早期着手型】 募集終了 【一般型】 募集終了 今後の募集については、お問い合わせください。

ICT関連産業立地事業

新たに県内にICT関連事業所を開設する企業を支援します。

区分	内容			
申請者	ICT活用サービス業等を行う企業			
補助の条件	県内に新たに事業所を設置すること 高度な知識及び技術を有するICT技術者を配置すること (高度情報処理技術者試験合格者その他高度な技術を有する者) 県内で継続的に3年以上事業を行う計画を有すること			
対象経費等	補助率・上限額		補足	
	区分	通常		特例
	賃借料	1 / 2 (300万円/年度)	2 / 3 (400万円/年度)	
	通信料	1 / 2 (60万円/年度)	同左	インターネット 利用料
	人件費	(200万円/年度)	同左	高度ICT 技術者
改修費 (1回限り)	1 / 2 (150万円)	2 / 3 (200万円)	賃借物件に係る 100万円以上の 改修工事	
ICT交流拠点を整備する場合に適用				
補助期間	3年間			
募集期間	随時募集しています。			
お申込み先	産業イノベーション推進課			

お問い合わせ先 産業イノベーション推進課 (054-221-2609)

コワーキングスペース設置事業

新型コロナウイルス感染症の影響などで働き方が変化する中、**国内外にコワーキングスペースを設置している事業者の本県進出を支援**します。

区分	内容				
申請者	現にコワーキングスペースを国内外に設置し、新たに県内にコワーキングスペースを設置する事業者				
補助の条件	コワーキングスペースの入居者の事業を支援する体制を整備していること				
対象経費等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助率・上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>改修費 (1回限り)</td> <td>1 / 2 (500万円)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助率・上限額	改修費 (1回限り)	1 / 2 (500万円)
区分	補助率・上限額				
改修費 (1回限り)	1 / 2 (500万円)				
補助期間	開設時の1回限り				
募集期間	随時募集しています。				
お申込み先	産業イノベーション推進課				

中小企業ロボット導入促進事業

新型コロナウイルス感染症の影響などを機に、労働生産性の向上を図るため、製造現場等へ産業用ロボットの導入を促進に向け、**導入する前**に行う、**費用効果分析**などにかかる費用を助成します。

区分	内容
申請者	県内に事業所を有する、中小企業又は団体（個人を含む）
対象となる事業	ロボットシステムインテグレータ等による、産業用ロボット導入の事前検証・事業化可能性調査
対象経費	調査委託費 （例） 生産技術コンサルティング 自動化企画構想 要素技術検証 等
補助率	1 / 2
補助上限	50万円以内
募集期間	随時募集しています。
お申込先	産業イノベーション推進課

農水産物販売促進対策事業

新型コロナウイルスの感染拡大により、販売に影響を受けている農水産業者を支援するため、**JA静岡経済連の通販サイト（EC）を活用した販売促進に取り組めます。**

区分	内容
事業内容	<ul style="list-style-type: none">・ JA静岡経済連が運営する通販サイト（EC）「しずおか手しお屋」において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている県産農水産物及びその加工品を割引販売（最大2割引）・ WEB広告やマスメディアを活用した各家庭へのPR
取扱商品	静岡県産の農水産物・加工品 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている品目を対象とする
期間	令和3年4月26日から1月31日（予定）まで ただし、キャンペーン期間は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や県産農水産物の主な出荷時期等を踏まえ、設定する



新規就農者受入促進支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響で働き方が変化する中、県内外の就農希望者を呼び込み、将来にわたり本県農業を支える担い手を確保・育成するため、**認定新規就農者が経営開始時に中古農業用ハウス等を再整備・改修して活用する取組を支援**します。

区分	内容
申請者	静岡県内で就農する認定新規就農者
対象となる事業	中古農業用ハウスの再整備・改修 中古農業用ハウスに附帯する既存の栽培管理用設備の再整備・改修又は新規導入 中古農業用機械の導入
補助率	1 / 3 以内
補助上限	それぞれ150万円
募集期間	令和3年4月16日～5月25日

シニア世代雇用就農支援事業

新規就農を希望するシニア世代（50～64歳）の本県での雇用就農を促進するため、農業法人等が新規就農希望者を雇用し、**農業就業に必要な技術・経営ノウハウを習得させる実践研修の実施を支援**します。

区分	内容
申請者	農業法人、農業者、農業サービス事業体 (年間を通じて県内で農業を営み、認定農業者であること)
要件	・申請者は十分な指導が可能な研修指導者を有すること ・申請者と研修生が3親等以内の親族でないこと ・研修生は新たに正社員として採用された者であること ・研修生は研修終了後も継続して就農する強い意志があり、農業経験が5年以内であること ・研修実施中や終了後の県の調査に協力すること 等
対象となる事業	雇用したシニア世代の新規就農希望者に対する研修の実施（OJT研修、Off-JT研修） 研修指導者の資質向上のための研修受講
補助率	定額、10 / 10以内
補助上限	研修生1人当たり 9万7千円/月、 12万円/年 との合計120万円/年
募集期間	令和3年4月1日～5月28日

次世代施設園芸デジタル化支援事業

新しい生活様式への対応と安定的な農業生産を推進するため「スマート農業」の自動化・省力化技術を活用した高度環境制御技術を導入する農業者を支援する。

区分	内容
申請者	認定農業者、認定新規就農者
対象となる事業	施設管理を自動化・省力化するための複合環境制御装置の導入に要する経費を助成する。 < 補助要件 > 環境モニタリング機器を導入し、環境データに基づいた栽培管理を実践していること。 又は、新規就農者や新たに品目を導入する者でそれに準じる場合
補助率	1 / 3 以内
補助上限	1 , 0 0 0 千円 / 台
募集期間	1 次公募終了 (今後の募集については、お問い合わせください。)

「フジノミクス」による経済の拡大

新しい生活様式に対応した県産水産物 販売促進イベント開催事業

新型コロナウイルス感染症のまん延により落ち込んだ県産水産物の消費拡大を図るため、新しい生活様式に対応した県産水産物販売促進イベント開催事業を行う水産関係団体等を支援します。

区分	内容
申請者	県産水産物販売促進イベントを主催又は共催で実施する水産関係団体等
対象となる事業	<ul style="list-style-type: none">・県産水産物の販売促進のため、水産関係団体等が主催又は共催する実施する水産祭り、即売会、直売所で行うキャンペーン等に要する経費のうち、感染症防止対策にかかる経費等を助成・新型コロナウイルス感染症に関する対応指針に基づき感染防止対策を講じた上で行うことが条件 詳細は、水産振興課ホームページに掲載しています。
補助率	2 / 3
補助上限	200万円
募集期間	令和3年4月30日～11月30日（予定）

お問い合わせ先 水産振興課（054-221-2694）

県産材製品販路開拓事業

新しい生活様式への対応などを機に、県産木材の販路拡大を促進するため、販路開拓に向けた製材・加工等事業者と需要者のマッチング、連携による取組を支援します。

新たな販路の開拓に向けた供給者と需要者のマッチング支援	
区分	内容
事業内容	県産材製品の販路開拓のアイデアを具体的な取組とするために、静岡県木材協同組合連合会に配置したコーディネーターが、ビジネスパートナーとのマッチングを実施
相談先	静岡県木材協同組合連合会（054-252-3168）

供給者と需要者の連携による販路開拓の取組に対する補助	
区分	内容
申請者	県内で県産材製品を扱う事業者または団体
対象となる事業	<p>県産材製品の供給者と需要者が連携・協力し、販路開拓に取り組む新たな事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最終目標を設定し、達成に向けた3か年計画の策定が必要 ・ 県の審査会を経て採択された事業 ・ 実施年度の2月20日までに完了する事業 <p>対象経費：資材費、機械装置費、広報費、委託費等</p>
補助率	1 / 2 以内
補助上限	100万円
申請期間	令和3年度 第1期申請 6月30日まで
申請先	静岡県木材協同組合連合会（054-252-3168）

製材 J A S 認証取得支援事業

新しい生活様式への対応などを機に、県産木材の販路拡大に向けた供給体制強化を促進するため、製材・加工工場の J A S 認証取得を支援します。

区分	内容
申請者	県産木材の J A S 製材品を出荷しようとする県内の製材・加工等事業者
事業内容	製材 J A S の新規認証または品目等追加認証取得に対する補助 補助対象となる J A S 区分 機械等級区分構造用製材、目視等級区分構造用製材、造作用製材、下地用製材、枠組壁工法構造用製材 等 対象経費 認証手数料、製品検査料、公的試験機関事前試験費
補助率	1 / 2 以内
補助上限	85万円
申請期間	令和 3 年 4 月 1 日 ~ (事業期間は令和 4 年 3 月 15 日まで)

水産イノベーション対策支援推進事業

漁業者、水産加工業者等が行う新たな取組に対して支援します。

区分	内容
申請者	新たな取組を実施する漁業者、水産加工業者、水産関係団体等
対象となる事業	「水産振興」、「水産資源の管理・増殖」又は「人材確保」に関する工夫・改善による新たな取組 新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために行う、以下のような取組も対象となります。 ・ ネット通販やスーパー需要に対応した新たな販売方法の構築 ・ 缶詰需要に対応した新たな水産加工品の製造、開発 等 県漁業協同組合連合会を通じて支援 詳細は、募集時に水産振興課ホームページに掲載
補助率	2 / 3
補助上限	個人又は企業 50万円 団体 100万円
募集期間	令和3年4月30日～5月31日（二次募集：7月予定）

静岡U・イターン就職サポート事業

静岡U・イターン就職サポートセンターでは、**静岡県へのU・イターン就職を希望する方を対象に、就職支援を実施しています。**静岡県での就職に必要な情報を提供するとともに、就活マナーの指導や個別の就職マッチングまで、就活を徹底的にサポートします。

区分	内容
就職相談・キャリアカウンセリング	キャリアカウンセラーがあなたの就職の悩みや疑問にマンツーマンで丁寧にお答えします。あなたの希望や適性に合った企業の求人を探し、就職まで徹底サポート。模擬面接指導も受けられます。 対面またはオンラインでの相談が可能です。
セミナー	静岡県へのU・イターン就職成功の秘訣や県内企業情報など、内定獲得に役立つ情報をセミナーでお伝えします。 詳細については、静岡U・イターン就職サポートセンターのホームページをご覧ください。→ https://shizuoka-de.com/
場所	静岡U・イターン就職サポートセンター（0800-800-6617） 場所：東京都品川区上大崎2-25-2 新目黒東急ビル6階(株)東海道シグマ東京支店内

農福連携支援事業

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により悪化している障害のある人の雇用の維持や、農業現場での働き手不足の解消を図るため、新たに農福連携に取り組む農業者に対し助成します。

区分	内容
申請者	原則として初めて農福連携に取り組む農業者（農業法人、企業経営体等を含む）
事業内容	新たに障害のある人を受け入れる農業者に対して、試用期間の作業指導料として謝金を支払う（以下のいずれかに該当） ・初めて農福連携に取り組む ・新たに障害のある人を受け入れる ・障害のある人を受け入れるために作業内容の見直し等を行う ・障害のある人を受け入れるために環境整備を行う
助成額	5,000円/時間（上限100,000円） 所得税を含む
募集期間	令和3年4月2日～令和4年3月18日
申込先	県内各農林事務所又は地域農業課

「ふじのくにライフスタイル」の創出

ふじのくにライフスタイル創出 住宅リフォーム事業

働き方や住まい方の多様化に伴う地方への移住や、テレワーク等の「新しい生活様式」に対応するため、**既存住宅の改修及び県外からの移住者が行う住宅の緑化整備を支援**します。

区分	内容												
補助対象	<p>「新しい生活様式」に対応した既存住宅の改修支援 テレワークスペースを確保するための改修経費（必須） 「新しい生活様式」に対応した設備・仕様等への改修経費</p> <p>< 県産材加算 > 改修時に品質の確かな県産材製品（しずおか優良木材等）を10㎡以上使用</p> <table border="1"><thead><tr><th>使用量</th><th>加算額（定額）</th></tr></thead><tbody><tr><td>10～20㎡未満</td><td>30千円</td></tr><tr><td>20～30㎡未満</td><td>70千円</td></tr><tr><td>30～40㎡未満</td><td>100千円</td></tr><tr><td>40㎡以上</td><td>140千円</td></tr><tr><td colspan="2">計</td></tr></tbody></table>	使用量	加算額（定額）	10～20㎡未満	30千円	20～30㎡未満	70千円	30～40㎡未満	100千円	40㎡以上	140千円	計	
使用量	加算額（定額）												
10～20㎡未満	30千円												
20～30㎡未満	70千円												
30～40㎡未満	100千円												
40㎡以上	140千円												
計													
補助率	1 / 2 1 / 3												
補助上限	「新しい生活様式」に対応した既存住宅の改修支援 350千円以内 既存住宅の緑化整備支援 150千円以内（整備費300千円以上が対象）												
募集期間	令和3年5月10日(月)～9月30日(木) 令和3年5月10日(月)～令和4年3月14日(月)												

お問い合わせ先 **くらし・環境部 住まいづくり課（054-221-3080）** 32

「ふじのくにライフスタイル」の創出

住んでよし しずおか木の家推進事業 (県産木材を使った住宅建築支援)

新しい生活様式への対応が進む中、県産木材の県内消費拡大を促進するため、品質の確かな県産材製品を使った、住宅の新築・増改築、リフォームなどを支援します。

区分	内容				
申請者	自らが居住するために、県内で、住宅の新築・増改築、リフォームを行う建築主				
事業内容 ・ 補助額	しずおか優良木材等の品質の確かな県産材製品を使った住宅の新築・増改築、リフォームに対して、使用量・面積に応じて補助 補助額（1棟当たり）				
	【新築・増改築】				
	県産材製品 使用量	2～10m ³ 未満	10～15m ³ 未満	15～20m ³ 未満	20m ³ 以上
	補助額	6万円	13万円	21万円	30万円
木材のうちしずおか優良木材等を50%以上使用することが条件					
【リフォーム】					
県産材製品 使用面積	10～20m ² 未満	20～30m ² 未満	30～40m ² 未満	40m ² 以上	
補助額	3万円	7万円	10万円	14万円	
補助見込	1,230棟程度（先着順）				
申請期間	令和3年4月1日～令和4年2月22日				
申請先	静岡県森林組合連合会（054-253-0195）				
その他	上記のほか申請条件があります。詳細はHPをご確認ください。 http://www.s-kenmori.net/kinoie/				

お問い合わせ先 林業振興課（054-221-2691）

「ふじのくにライフスタイル」の創出

しずおか木使い施設推進事業

(県産木材を使った非住宅建築支援)

新しい生活様式への対応が進む中、県産木材の県内消費拡大を促進するため、品質の確かな県産材製品を使った、非住宅建築物の木造化・木質化を支援します。

区分	内容			
申請者	店舗、オフィス、福祉施設など、自らが居住する目的以外のために、県内で、木造施設の新築・増改築、施設の木質化を行う建築主			
事業内容 ・ 補助額	しずおか優良木材、J A S 製品等の品質の確かな県産材製品を使った、非住宅建築物の木造化・木質化に対して、使用量・面積に応じて補助 補助額（1棟当たり） 【木造施設の新築・増改築】			
	県産材製品 使用量	10～15m ³ 未満	15～20m ³ 未満	20m ³ 以上
	補助額	13万円	21万円	30万円
	【施設の木質化】			
	県産材製品 使用面積	20～30m ² 未満	30～40m ² 未満	40m ² 以上
	補助額	7万円	10万円	14万円
木造施設の新築・増改築、施設の木質化とも、品質の確かな県産材製品のうち森林認証材を20%以上使用することが条件				
補助見込	170棟程度（先着順）			
申請期間	令和3年4月1日～令和4年2月22日			
申請先	静岡県森林組合連合会（054-253-0195）			
その他	上記のほか申請条件があります。詳細はHPをご確認ください。 http://www.s-kenmori.net/kinoie/			

お問い合わせ先 **林業振興課（054-221-2691）**

NEW 感染拡大防止とリスクへの備え

ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度 促進事業



「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」

感染拡大防止対策が充実している飲食店であることを、静岡県が現地確認を行った上で、認証するものです。認証された店舗には左の認証マーク（ステッカー）を交付します。また、認証店として専用ホームページで紹介します。

「ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度」（以下、「安全・安心認証制度」）の認証店及び認証の取得に取り組む店舗の感染防止対策を支援する補助事業を実施します。

補助対象者	「安全・安心認証制度」の認証店又は認証申請店
補助対象経費	「安全・安心認証制度」の開始以降に行った感染防止対策に要した経費 (体温測定器、CO ₂ 濃度測定器、換気装置、オゾン発生装置、パーティション、パルスオキシメーター、消毒液、マスク等の物品購入費や工事費等)
補助率	10/10
補助上限 (下限無し)	小規模店舗 10万円 中規模店舗 20万円 大規模店舗 30万円 詳細は調整中です。
申込期間	詳細は調整中です。 決まり次第、静岡県ホームページ等でお知らせします。
申請方法	
申込先	

お問い合わせ先

ふじのくに安全・安心認証（飲食店）制度事務局
(電話 0570-020-112) 平日8:30～17:15

宿泊施設感染防止対策緊急強化事業

宿泊事業者の安全で安心な受入体制を強化するため、**感染防止対策に係る備品・消耗品の購入経費や設備改修の経費を助成**します。

区分	内容
申請者	<p>ふじのくに安全・安心認証制度（宿泊施設）の認証を受けたまたは認証を受ける見込みのある県内宿泊事業者</p> <p>「新型コロナウイルス感染症に関する対応指針」（令和2年度5月策定）における「感染拡大防止対策チェックリスト」に基づき作成した認証基準に、現地確認した結果、適合していると判断した施設に対して、認証証明書を交付</p>
対象となる事業	<p>施設の感染防止対策の強化に寄与する備品、消耗品 <例> CO2濃度測定器、サーマルカメラ、消毒液</p> <p>施設の感染防止対策の強化に寄与する施設改修 <例> 換気設備の設置、パーテーション設置</p>
補助率	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>詳細は調整中です。 決まり次第、静岡県ホームページ等でお知らせします。</p> </div>
補助上限	
募集期間	